

（復員局ヨリ延布）

至急電報

（發） 吳復總務部長

（看） 二復總務部

第一番電（二二一五〇）

入港艦船報告

RAJULA (英) 引揚地 香港 十月二十日發同二十九日吳入港收
客人員一三八名 (陸軍一三三 海軍五民二〇) 守品ニ收容

（發） 荒崎

（看） 總務部、吳復、大竹、連

（通）

十月十四日大竹ニ向ケシンガポール發
十月二十日着 予定ニ處ニ荒天ノ為ニ行動補給上ニ延シ燃料眞水ノ補給ニ要
十月二十二日午後大竹着 予定
十月二十二日午後大竹着 予定
客人員陸軍中佐ヨマガチエイジ外四五〇名 (北スマトラ部隊及左
シヤム鐵道等ニニ聯隊)

三要入院患者ニ五名 要擔患者ナシ

四 吳ニ於ケル要補給糧品ハ〇名 五日分 氷 三〇社

（發） 輸 一九

（看） 東 電

第七番電（二八一三〇）

（通）

一 二十六日 一三三〇那 覇着
二 二十七日 沖繩人 三一九揚陸 上一 三〇發
三十日 一〇〇〇浦

0364

（終）

便乗者同数 地味部隊名目数不明
空七 三三三空五 其他四

大安丸 大古上陸地 總務部 兵運

一八時 大分 十一月四日 八時
人員乗船地名 及月日 十一月十八日 (シンガポールのセレー)

二無船地 日時 十一月十八日 一五三

四乗船合員数總計 三九四名 陸軍 三三五名 (ミヤコ、八口四隊)
(フルセウ隊) (シヤム引揚隊) (シンガポール海軍) 三人

陸海軍屬 八三名 邦人 二名 外國籍婦人 六名

五乗船合員数 三九四名 死者 五名 戰傷外科 三名 内科 二名 五名 入院
ヨリ又

六傳染病患者 又八名 疑者 ナシ

七燃料搭載量 十一月十六日 シンガポールの 石炭 三七四

(終)

(終)

0365

部長

31

庶務班

略號空急電報

昭三、二二、一

名古屋上連所長

總務部長、名復局長、浦賀上連氣付南西方面艦隊整務班、政復總務部長

第二二番電(一七〇九三〇)

二十五日 Q五六入港の予定

乗船者三名、海軍大河内長官、早川、島本

清藤、海軍少佐、松岡各大將

陸軍三佐、外將官五名

(終)

日

0368

部長

官官長
局長
人事務
總文法
資整

班務

編

略文

急電報譯

九月二日 午前午後 一時二時 二分

第 10 號

陸軍

為 長宛 發信者 舞鶴上陸地 支局長

舞上支電第 五八號

九月二日入港 日ネヤマ丸にて 新京大使館附
武官ウジキ元海軍大佐外十五名主として
海軍及滿洲國官吏歸る

（添）

0369

配布

文書課長
総務課長
人事課長
経理課長
法務課長
業務課長
資整課長

資料整理部長

陸軍

第	文	第	號
並	通	電報譯	五月八日午前午後二時五分著
局	宛	發信者	局長
上月	局長	より	
二十	二月	(土曜)	日六四〇東京獻著にて
紙	京	下	
身体	具合	上	心と

0370

資料整理部

陸軍

配布先

庶務 庶人 復員 連絡 法務 資整

略文

普通 通電報譯

復員業務部長宛

西復員第一七七號

發信者 西復員總務部長

五月三十一日午前午後一時三十分發

第三號

六月一日より左記ノ如ク為付後構及名稱

を改定す

一 渉外班を總務課庶務班渉外係に編入

二 法務相談所を法務連絡班に改稱

三 遺骨上處理班を遺骨科に改稱

(終)



0371

配布先

局長附人員絡務整理調整
為為廣復業經濟法

資料整理部

略文

通電報譯

六月五日午前八時三十分發

第一號

為

長宛

發信者

中部復員連絡局

長

中復電莫二一四號

一、北京連絡班長ナガヤマ元中佐及太原連絡班

長ヤマオノ元少將に夫々七月二十日頃上京一報

狀況報告及救恤費決算報告を丁る様連絡

した

救恤費決算報告には引継ぎの關係上小官立

會す

ニヤマジ、ミウラ元中將には隨時隨意に復員

局に出頭を考慮意見を述べらるる様連絡した

(終)

陸軍

0372

資料整理部

陸軍

配布先

局長 附 務 復員 左理 資整 法調 留業 官考

略文

急電報譯

局長宛

發信者 石川縣 在話課 長

六月三日 午前午後 一時 四分 著發

第 10 號

石川在電第 四 號

福中縣在話課は全懷せると火災を免ぬか

業務に關しては異狀なし

米原、鯖江間は汽車

鯖江、福井間及金澤、福井間は自動車で

連絡可能

(終)

0374

軍令部	海軍省		氣象	測量	武官府	部附	軍調	參航	陸大	史編	報道	中調	部三	部二	部一	一十班	務總	總長								
大東亞	外務省	多研	兵行政	機本	航本	教總	防總	醫事	衛生	建築	衣糧	主計	交通	燃料	戰備	馬政	防衛	兵備	兵務	軍務	軍事	功調	恩賞	補任	官房	秘書

平文秘	善通電	賢井調査部長宛	林ヨシヒサ	未復員	(マニラ裁)	付行ケル	林
電第	報	發信地	號				
		石歌山高松					
		二月 月 月					
		日 日					
		提出					
		著發					

番號	總務課	主任	電報班
點歸主任者	課	點歸主任者	點檢配布

班長	點檢者	翻譯者	受付

0376

配布先 資料整理部

陸軍

局長 局附 總務 人事 文書 資料

略文

至 急 電報譯 一月七日 午前午後 一時一分 著 五五分 五五分 五五分 五五分

局長宛 發信者 北部復員連 絡局長

北復電第二三八號

一、四日六日將校合計二二一名 函館に歸還

せり

二、資料関係者と速かに派遣あり度

三、調査計重修正要否検討の爲とあり 鮮滿

殘務整理部 視察と十日頃にすると共に

調査部長も同時視察せらるるを可とせん

通電先 留業

参考 一復

一終

0380

配布先
 局長 附屬 文書 總務 人事 法調 經理 資整 業務 留業

資料整理部

陸軍

略六
 急電報譯 二月六日午前午後一時四十分著 一三五六〇
 總務部長宛 發信者 留業 廣島出張所長
 留守廣島電第三五號
 南方總軍司令部十二日 迄在保に入港す
 高坂事務官迄在保に派遣方御願ハ
 致し度
 (終)

0381

配布先 局長 附屬 總務 文書 人事 法調 資料

資料整理部

陸軍

略文	急電報譯	至	局長宛	發信者	高島支部長	中連高島支部長宛	十月二十二日	元中將歸還	巢鴨に向ふ	(終)
	一〇月三十一日午前						午後			
	三時									
	五分									
	一四									
	三〇									
	二〇									
	五									
	號									

0382

局長 附屬 文書 人事 總務 資料 法務 業務

略文

至急

電報譯

一月一日 午前午後

一時四分 著

一三一〇

第 15 號

陸軍

局

長宛

發信者

廣島

支

部

長

閉局挨拶の爲七日廣島上陸地支

局長出頭す

(終)

0383

配布先 資料整理

陸軍

昭文

第 11 號

急電報譯 一月一日午前午後一時三十分發 一四四五

局長宛 發信者 舞鶴上陸地支局長

舞上支電第九〇號

十八日入港豫定 シンヨウ丸にて元將校

二五二名歸還す

(終)

局長 附屬 文書 總務 人事 法調 資整

三

0384

配布先 資料整理部

局長 局附 總務 文書 人事 法調 資料

略文

第 12 號

陸軍

至 急 電報譯 一〇月二〇日午前午後一時二〇分發 一四二〇五

總務部長宛 發信者佐上陸地支局長

佐上支復電第七五號

二十四日左の如く入港の豫定

一、カイオウ丸 塘沽 一七〇〇名

二、Q〇七三 青島 八八名

三、テウラン丸 シンガポール 軍人約五五〇〇名

通電先 一復 留業

(終)

配布先 資料整理部

陸軍

第 1 號

局長

電報課

一月二日 午前八時五分著

文書

局長 宛

發信者

廣島支那部長

總務

中連廣支電第 三三六號

人事

廣島上陸地支局は復第 七三號に依り本月

法制

二十日閉鎖した

資料

尚同連第 三條の最後の受入準備終了す

経理

(終)

庶務

0386

配布先 資料整理部

陸軍

平文

第 13 號

普通 通電報譯 一月二二日 午前午後 一時三十分 發 一四五五

局長宛 發信者 廣島上陸地支局長

局長 支局長 文書 人事 總務 法務 資料 經理 業務

十月二十日 無事閉局した報告を
すると共に 従前の如く厚意を感謝す

終

0387

配布先資料整理部

陸軍

略文

第 31 號

電報譯

一月五日午前午後一時三十分發

司令長宛

發信者

舞鶴上陸地支司令長

舞上支五八八號

十六日入港の遠州丸にて元將校三口三

歸還す

(終)

司令長 文書 總務 人事 法務 資整

0388

陸軍事務連絡委員会連絡事項第三三號

昭二一、九、二
總務課

陸連

一、G、H、Q 接合事項

食糧到着見込

九月六日

小麦

八三〇〇屯

横浜

九月八日

小麦粉

八三九三屯

孫
2

0389

終戦事務連絡委員会連絡事項第三三三号
昭和三十三年九月
終戦事務部

一日本政府は輸入せる大豆を味噌醬油に加工して配給して
差支へなし

二月二十六日 C. L. O. より日本領海外の漁船を領海内に
戻すのは許可せず
之が処置は今後考慮の上決定する

日誌用

0390

可誌用

終戦事務連絡委員会連絡事項第二二三号

昭和二三、九、九、課

一 G H Q 指令の項

(1) 日本側の借用船の舷側に S C A J A P の承認しをのこし
標識をつけこめた船がある 連に之を削除するを考に今
後此の様な事がない様にせよ

(2) 沖繩へ帰還した者の住宅建設用として左記資料を日本
政府は沖繩へ發送せよ 左記中 四分の一は九月十日迄に
その他は十二月迄に積出すべからぬ

左記

木材 二千万フィートキート

釘 一千万五千封紙

セメント 九四封紙袋一万个

0391

一復

八月末午美留守業務局が現地米軍より臨検を要す
た件と説明し之に關する対策等と研究する為見料と
して各者に於ても此の種の件に發生したるのがあるか否か
調査を依頼した

近々外地向郵便が開始される(五日刊参照)

終

0392

終戦事務連絡委員会連絡事項第二二四號

昭二六、九、九
務課

目録用

終運

下G且Q指令關係

(イ) 故伏見宮の葬儀費用七万圓を宮内省から支出し度いといふ申請は認可する。然し右金額は來年三月迄に伏見宮家財産から宮内省に支拂はれねばならない。

(ロ) 朝鮮向に成る可く速に左の通り木材を輸出せよ

四日市	より	一六八〇	容積屯
新潟	"	一九二〇	"
伏木	"	二四〇〇	"
三角	"	一四四〇	"
九州	"	一九二〇	"
油律	より	二四〇〇	容積屯
鹿兒島	"	一四四〇	"

(ウ) 公娼廢止に關する指令の實行が十分であるに注意せよ

(終)

0393

終戦事務連絡委員会連絡事項第二二五號

昭二一、九一〇
總務課

終 連

一、終連政治部

輿論調査の實施は別命ある迄且より禁止されて居る所であるが
今般CLOから各地方事務局宛此の點を通牒した
尙森廳其の他の地方官廳に對しては夫々主務官廳から通牒され度い

注 意

總務課總務班注意され度い

(終)

0394

終戦連絡委員会連絡事項第二二六号

終戦連絡

一GHQ指令事項

(1) 神戸に聯合軍用として七四五帯合の家屋を新築せよ

(2) 国際郵便(独を除く)は一定の条件下に九月十日から実施を認める(細部は新聞発表に據るべし)

(3) 食糧到着予定

九月三日

三五四出

確産

〇五日

三八二

〇六日

一四一

〇七日

八〇四七

カ博

〇八日

八〇〇〇

確産

八日 一三五七

カ博

(4) 戦死者及引揚者用として約三三万圓の絹蒲團の放出を認め
可

終

総務課

0395

終戦事務連絡委員会連絡事項第二二七號

目録用

昭二一九一三
務課

終 連

一、G H Q 指令事項

(1) 日本政府は國內に於て採掘される全貴金屬を日銀を通じて購入せよ。購入した貴金屬は日銀に預入れ且其の品種、數量をG H Q に報告されねばならぬ。

(2) 聯合軍の旅行を便にし且將來に於ける交通網發展に資する爲日本政府は道路標識を設けせよ。

尙右の爲第八軍司令官は必要を指示を出す。

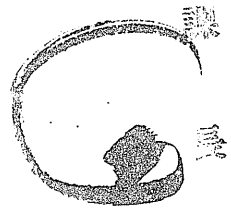
三、其の他

(1) 毎週木曜日に實施してゐた各省連絡部長會報(當局からは加藤事務官出席中)は自今金曜日に變更する。

従つて委員會會報は金曜日は休みとし木曜日に平常通り實施することと定める。

(終)

0396



終戦事務連絡委員会連絡事項第三二八號

昭二一、九、一四
總務課

目録用

終連

一 G H Q 指令事項

(1) 警察用拳銃の維持保壞用として部品及部品製造機械を内務省に交付する

(2) 聯合國人の不法行爲に塞く日本人の被害に關しては聯合軍は其の責任を負はない

(註)

右の結果聯合軍の作業に従事した者自動車事故の爲傷害を受けた者等も聯合軍例から何等の賠償をも受け得ぬこととなるのでこれに對し政府として如何に處置するつもりなりやと一復から質問した所此等の點に關しては來週

0397

火曜日關係省の訂合せを行ひ政府の態度を研究すること
になつてゐるとのことであつた

(終)

0398

終戦事務連絡委員会連絡事項第三九號

昭三九
總務課

終連

一 G H O 指示事項

(1) 朝鮮駐屯聯合軍団住宅建設用として送出一の資材

と貿易決済に入れて呉れとの申請は認められない

右は政府豫算に組入るべきである

(2) 白金製衣の量衡原型は政府に返却する

外務省

一 先週中に於ける各國放送中最も問題とされたのはバインズ

の歐洲向題に關する演説である米國に於ては特に其の交

響が甚大であるがソ聯に於ては單に簡單に報道するに留

まる態をとつてゐる

(終)

終戦事務連絡委員会連絡事項第二三一號

昭三、九一八
總務課



終 連

一、G E Q 指令事項

- (1) 輸入大豆を以て味噌及食用油を造る事を許可する。
- (2) 邦産座を徴發する。

(8) 青島より鹽六五千吨の輸入を許可する。九月より十二月迄に二〇千吨を輸入し得る如く船履を準備せよ。

(終)

0400

課長



終連

終戰事務連絡委員會連絡事項第二三〇號

昭二一。九。一七

總務課

目録用

一 GHQ 指令事項

- (1) 九月中旬分として食糧三五千屯の放出を許可する
- (2) 博多に集積してある朝鮮人の積殘し荷物の處置に關しては直接第八軍と連絡せよ
- (3) 九月二十四日（秋季皇靈祭）當日の國旗掲揚は差支へない
- (4) 青島から三池に運搬した鹽三千屯は其の儘朝鮮に廻航せよ

外務省情報局

一 八月末から九月初に亘る間に於ける米國報道の對日輿論の主なものは次の通りである

- (1) 一般に「マ」の對日處置を稱讚してゐる
- (2) 日本國民の 天皇に對する感じは一年前に比し畏敬の念は減少

0401

したが親愛の念は増加したと
又「マ」は日本に於ける米國製の天皇だと云つてゐる

(3) 憲法改正案が簡單に衆議院を通過したのは金森國務相の議會に於ける答辯にもある様に今後の情勢によつては新憲法は何時でも改正さるべき運命にあるものと一般に解してゐるからだといつてゐる

二復

一 大藏省告示の戦犯名簿中には既に釋放された者も含んでゐる。個人財産の差押への問題があるので此等の者に對しては大藏省等に於て必要な處置をしてもらい度い

(終)

0402

終戦事務連絡委員会連絡事項第二三三三號

昭和二十一年十月八日
總務課

終 運

一、Q R Q 指令事項

(1) 地方公債として総額約二六億圓の募集を認可する

(終)

日誌用

0404

終戦事務連絡委員会連運事項第二四二號

昭和二十一年十二月十四日
總務課

終 連

一 G H Q 指令事項

- (1) 大正天皇祭當日に於ける國旗掲揚は差支へない
- (2) 砂糖及菓子若干が今月中旬頃頃入港の船で日本に到着する
- (3) 米軍餘剩軍需物資である左記の物を石油統制會社に貿易廳を
通じて 交付する此等物資は米軍から放出した民需向軍需品の運搬
に使用せよ

ガソリン	一三二斤
潤滑油	一八斤
真 池	若干

0405

終 連

一 G H Q 指令事項

(1) 日本本土以外に本店を有する日本商社の他社に對する投資を禁止する

但し G H Q の認可のあつた場合を除く

(2) 輸入量七一・二二屯の成出を認可する

二 其の他

過般華府で國際緊急食糧會議が行はれたが其の際佛印米・泰米の對日供給は否決された其の理由は次の通りである

(1) 佛印米の對日積出に關しては佛側代表から積極的の意志表示がなかつた

(2) 泰米に就ては餘剩米があつて對日供給が出来ると泰代表はいつてゐたが一般は其のことは信ぜられぬとして反對した

③佛印、泰に假りに餘剩米があつたとして、本邦米の本は製作であるので供給の必要を認めない

一復

(1) デイシャルン少佐關係の呼出は最近二復及民間人にも及んでゐるが從來の業務實施の關係上其の事務は當分一復で實施することに關係省の諒解を得ておいた

(2) 兩總參第一九九號に基く賠償關係資料として南方軍の調製する作業記録の件に就て説明すると共に關係方面の研究を依頼しておいた

終

0407

終戦事務連絡委員会連絡事項第二三四號

終
連

昭二一、一、二一〇
總務課

一、日軍指令事項

(1) 東亞海運株式会社の解散に關聯し同社の財産目録を提出せよ

二、其の他

日軍より左の、様な連絡がゐつた

(1) 日軍へ無望等を提出する時は口頭のみでなく文書も出せ

(2) 東京附近に於ける住宅跡底の爲最近は官邸、公共建築物も徴

収してゐるが其の場合此等の建物も空屋になつてゐることが

多い、こんなことのない様にせよ

(3) 朝鮮人、臺灣人に對しては近く登録制を實施する豫定である

(4) 補償打切りに關する日本政府の施策を支持する爲近く日軍

から聲明を出す豫定である

終

終戦事務連絡委員会連絡事項第二三五号

総務課



終戦

一 GHQ 指令事項

- (1) 朝鮮向に人券 キヤベツ等の種子積出しの手配をせよ
- (2) 十月十日の神嘗祭当日 国旗掲揚差支ありし
- (3) 五四年七月一日から同年十月三十一日迄の間に於ける

閣議決定書類を提出せよ

若し焼却されておる場合は焼却を命じた責任者

を報告せよ

(終)

0409

終戦事務連絡委員会連絡事項第二三七号
昭和三十三年三月五日
終戦事務課

電産ストに関する各地方事務局の電報報告

一、吳地方事務局

二十一日吳軍政長官より左記主旨の通告があった

電産ストにより占領軍に対する電気供給が一時的に停止する事
態を生じた場合は指令違反としてその責任者を占領軍の名に於て
逮捕せよ

二、敦賀地方事務局

敦賀軍政長官は電産の闘争委員会にスト実施した場合に於
ても占領軍及び肥料生産部門に対する電力の供給は継続
し続けられる事をい

これら供給を停止するのは聯合軍總司令部から命令がある

0410

た場合のみ許可されたと語った

三 大阪地方事務局

電産の五分間ストに對し軍政長官より占領軍を序に終連
地方事務局に申出があった。故に終連は闘争委員に右の
旨通告した所、闘争委員は本件は中央委員の指示に基く
ものだから現地としては何とも可なりと語った。

0411

終戦事務連絡委員会連絡事項第三卷六號

昭三二、一〇、一六
總務課



終 運

一、G H Q 指令事項

(1) 東京銀行株式會社の設立差支へなし

但し七月二日G H Qの横濱正金銀行解散に関する覺書の條件に準
據しなればならぬ。

(2) 東京共濟病院に關する情報を提出せよ。

(3) サイパン其の他諸島の土着民の本國歸郷申請は認可する。

二、其の他

(1) 十八日から連絡委員會は一三、三〇から開催する。

一 復

I P S から「治官報並にジャリ軍政に關する決定資料」の提出を一
復に直接要求があつた。其の際各省に對しても同一指令を出してあ

0412

るとの事であつたが資料は一復で出来る範囲の事は整備してO.L.O
に提出するからO.L.Oに於て各省の分も一括して回答せられ度い旨
を述べO.L.O及各省の同意を得ておいた。

(終)

0413

終戦事務連絡委員会連絡事項第三八号

總務課

終戦

一 G H Q 指令事項

1) 解散団体の財産監理の爲内務省に於て民間財産

監理係を設立し、及びその申請は認可する

民間財産監理係の業務に關しては C C C と同係

と直接連絡する



0414

終戦軍務連絡委員会連絡事項第三三九號

昭三二
務二
課

G4Q 指令事項

- (1) 日本政府はマニラ向に木材三六〇屯を速かに積出せ
- (2) 往完徴用の延期申請はC.L.O.に於て更に内容を検討の上提出される必要がある

其の他

北海道の鉄道工業株式会社は従業員百五十名が待遇改善を理由として十月末にストを切った。同会社は聯合運送協会の行を止め、其の要するものを聯合軍の占領目的を害する行為として其の中止を北海道終戦及北海道軍政部から忠告したが、これに不拘ストに入らうと軍政部長はストの責任者を呼んで嚴重に注意を與へた上、若しストを続行するならば聯合軍とては実を以て必要なる処置を切し旨申渡した。ストを取止めた事があった。

0415